

恵庭市住生活基本計画(案)の概要

1. 計画の目的と方法

2. 恵庭市の住宅事情と課題

- (1)人口・世帯 (P.6) ※令和2年国勢調査
 ・人口70,331人、世帯数30,276世帯
 ・令和2年をピークに、それ以降は人口が減少すると推計
- (2)年齢別人口 (P.7) ※令和2年国勢調査
 ・年少人口(15歳未満)：12.4%(8,701人)
 ・生産年齢人口(15~64歳未満)：58.9%(41,413人)
 ・高齢人口(65歳以上)：28.0%(19,673人)
 ・少子高齢化が進行

- (3)世帯特性 (P.9-10) ※令和2年国勢調査
 ・平均世帯人員：2.32人
 ・単独世帯：33.1%(9,950世帯)
 ・夫婦・子世帯：26.7%(8,065世帯)
 ・夫婦：24.4%(7,366世帯)
 ・単独世帯の割合が増加、夫婦・子世帯が減少

- (4)住宅概況 (P.14-16) ※令和2年国勢調査
 住宅所有関係別世帯数構成比
 ・持ち家：63.0%
 ・公営借家：3.2%
 ・民営借家：31.5%
 ・給与住宅：2.3%
 ・全連、市部、石狩管内と比較をみると、持ち家率が高く、公営借家、民営借家共に低い

- ※平成30年住宅・土地統計調査
 ・住宅数：33,590戸
 ・空き家：12.1%(4,070戸)
 ・空き家の内、流通しない「その他の住宅」：26.8%(1,090戸)

(5)公営住宅の状況

- ①公営住宅の管理戸数 (P.26)
 ・市営住宅：1,162戸(123棟)
 ・連営住宅：54戸(3棟)
- ②構造・建設年度(市営住宅)(P.28)
 ・耐火構造2階建て住宅(贔平)：20.9%(243戸)
 ・耐火構造2階建て(南二)：14.8%(172戸)
 ・耐火構造住宅(耐火)：64.3%(747戸)
- ③入居世帯の特性(市営住宅)(P.28-29)
 ・入居世帯：71.3%(828世帯)
 ・高齢世帯：68%(562世帯)
 ・子育て世帯：7.6%(63世帯)

(6)市民意向調査 (P.31)

- ①「恵庭市」の住み心地
 「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」：92.3%
- ②「恵庭市」に住み続けたいか
 「ずっと住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」：88.4%
- ③「恵庭市」に住み続けたい理由
 ・持ち家があるから(実家がそばにあるから)：58.4%
 ・大都市や多摩に近いから：57.4%
 ・花や緑が多く自然環境に恵まれているから：35.8%
 ・地域に愛着を感ずるから：29.3%

- (7)恵庭市住生活基本計画検討委員会 (P.32)
 ・学識経験者、関係機関・団体等の有識者が構成された「恵庭市住生活基本計画検討委員会」を設置
 ・本市の住まい、まちづくりに係る課題や住宅施策の方向性などについて意見交換 等

(8)課題の整理 (P.34)

- 【課題1】人口・世帯
 ・人口減少、少子高齢化の進行
 ・小規模世帯の増加
 ・移住・定住対策
- 【課題2】住宅
 ・少子高齢社会への対応
 ・住宅の高齢化
 ・市民活力の導入
 ・セーフティネット機能
- 【課題3】住環境・まちづくり
 ・コンパウシティ
 ・花のまち(ガーデンシティ)
 ・防犯安全、ゼロカーボン
 ・空き家、空き地対策
- 【課題4】住まいの情報
 ・住宅施策、補助制度等の情報提供・周知
 ・住まいの相談体制づくり

3. 住宅施策の目標

(1)住宅施策の基本理念・目標

- 基本理念** (P.35)
 花と水と緑に彩られ 夢らくらむ 住まい・住環境づくり
- 基本目標1** (P.36)
 【暮らし】
 多様な世帯が住み続けられる住まい・住環境づくり
- 基本目標2** (P.36)
 【安全安心】
 すべての人が安全安心に暮らせる住まい・住環境づくり
- 基本目標3** (P.36)
 【活性化】
 地域の活性化につながる住まい・住環境づくり

(2)将来人口・世帯数/公的支援住宅必要戸数

- 将来人口・世帯数を想定し目標年度における公的支援住宅必要戸数を新たに推計 等
- ①将来人口・世帯数の想定・住宅所有関係別世帯数の推計
 令和14年度における将来人口・世帯一般世帯数を以下のとおり設定 (P.39)
 ・将来人口・世帯一般世帯数：68,295人、30,767世帯
 ・住宅所有関係別世帯数 (P.41)
 主世帯数：30,152世帯
 内持ち家 18,574世帯
 内借家 11,578世帯
 (内) 公営借家 832世帯)

- ②令和14年度における公的支援住宅必要戸数 (P.45)
 ・令和14年度の著しい高齢化率未達の世帯数を3,202世帯と推計
 ・公的支援住宅必要戸数は、公営住宅推計管理戸数と新たな公的支援住宅必要戸数を合わせた概ね970戸と推計

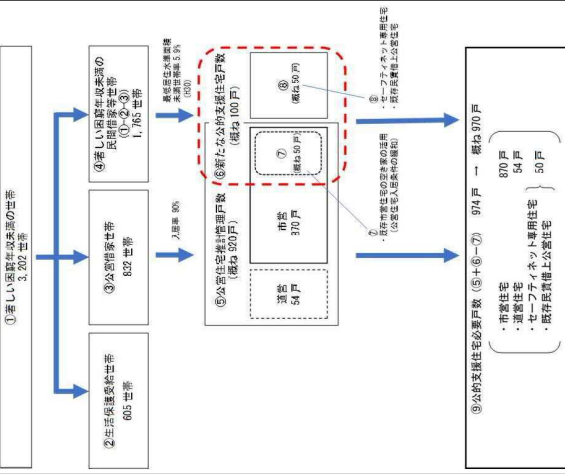


図1 令和14年度公的支援住宅必要戸数

4. 住宅施策の展開

- (1)住宅施策の体系/住宅施策の実施施策 (P.46-47)
 三つの目標(暮らし、安全安心、活性化)別に、実施方策・主要担当部局等を整理
- ①【暮らし】
 多様な世帯が住み続けられる住まい・住環境づくり
 ・(子育て)子育てを支援する住まい・住環境づくり
 ・(高齢者等)高齢者、障がい者等が安心して暮らせる住まい・住環境づくり
 ・(移住・定住)移住・定住の促進
 ・(住宅相談)住宅相談窓口の充実
- ②【安全安心】
 すべての人が安全安心に暮らせる住まい・住環境づくり
 ・【防犯安全】持続可能な豊かに暮らせる良質な住宅ストックの形成
 ・【防災】災害に強い住まい・住環境づくり
 ・【中営住宅】計画的な中営住宅の整備
- ③【活性化】
 地域の活性化につながる住まい・住環境づくり
 ・(空き家対策)空き家対策等の促進
 ・(民間賃貸住宅活用)既存民間賃貸住宅を活用した、新たな公的支援制度の整備
 ・(住環境形成)魅力ある住環境づくり
 ・(産業活性化)住宅関連産業の活性化の促進
- (2)成果指標 (P.67)
 基本目標ごとに、10項目の成果指標を設定
 (内、新規3項目)

【資料1】

5. 重点施策の推進方針

- (1)平成28年度計画における重点施策の実施状況 (P.68)
 (P.69)
 (2)令和4年度計画における重点施策の設定
 ①持ち家施策
 ・住宅相談における連携体制の構築【見直し】
 ・前年度診断・改修等の支援【継続】
 ・空き家、空き地の流動化促進【新規】
- ②民間借家施策
 ・住宅確保要配慮者に向けた公的支援住宅の整備【新規】
- ③公営借家施策
 ・計画的な中営住宅整備【継続】

(3)重点施策における新規取り組み

- ①空き家、空き地の流動化促進 (P.70)
 ・施策の目的
 既存空き家、空き地の流通支援を通じ、市外転入者、移住者等の住宅需要に対応する中古住宅、宅地の安定的な供給、転入人口の増加を目指す
- ・事業イメージ
 a. 空き家、空き地の所有者への相談対応
 b. 空き家、空き地を市外居住者へ売却した場合に補助金交付
 c. 空き家を解体した場合に補助金交付 等

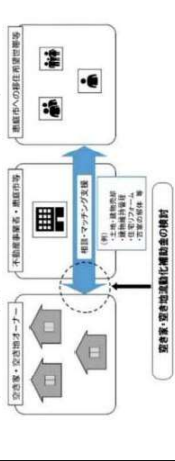


図2 住宅・土地流動化促進支援制度のイメージ

②住宅確保要配慮者に向けた公的支援住宅の整備

- ・施策の目的
 住宅の確保に配慮が必要な方の安定した暮らしにつながる住宅を確保するため、民間賃貸住宅の空き家を活用した、セーフティネット住宅の供給の促進を図る
- ・事業のイメージ
 a. セーフティネット住宅の登録推進
 b. セーフティネット登録住宅(専用住宅)の家賃低廉化支援の検討
 c. セーフティネット登録住宅(専用住宅)の改修費支援の検討 等

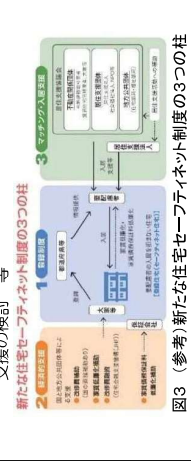


図3 (参考)新たな住宅セーフティネット制度の3つの柱

6. 計画の推進に向けて

- (1)住宅施策の推進 (P.72)
 ①市民・民間事業者との連携
 ②関連各課との連携
 ③北海道・関係機関との連携
- (2)計画の進行管理
 ①進行管理の方法
 ・概ね5年毎に実施の進行状況の確認
 ・進捗状況の確認をPDCAサイクルによる推進
 ②計画の見直し
 ・本計画の策定事務局が主体に検討